ダイヤ街著名商店繪鑑

（三）

（二）

（一）

（六）

（五）

（四）

（九）

（八）

（七）

一、龜岡看板店
二、丁子屋
三、天野商店
四、美鈴洋行
五、西村洋行
六、大本商行
七、大同電氣商會
八、東洋拓殖株式會社新京支店
九、井原新京支店

日本の聖女（ニッポンのマリヤ）

（禁上演上映）

生田葵
南部龍平畫

二〇八

鞍馬口の捕物（四）

東の方の空が心地明くなつて、曉の氣配が漂いて來た。其處此處の家に鶏の啼く聲が聞え、冷々とした空氣に乗つて夜明の鐘が響いて來た。

曉風が吹くと露に濡つた夜露がばら〳〵と地上にこぼれた。

神山の命令は能く行屆き、塵芥集め場の建物をかこつて、一町四方の界隈に百二十五人の捕手はふせられてゐるにかゝはらず、聲一つするものもなく、靜まり返つてゐた。神山は既に嘉助の案内で一眼田々の捕手の配置を見廻り、渡と澤井の組からは五人づゝの捕手を拔いて、岸田の手に加へたのである。

眞暗な夜は次第にうす紙をはぐやうに明かるみを加へ、あたりは

かすかに識別せられるやうになつて來た。

雲の間からきらめいてゐた星影はずつと色をあせらし、西寄りの空に、明けの明星のみがまだ光々と黄金の光をはなつてゐた。

吉兵衛の家の入り口の板がこひの前の地上にうづくまつて、土の色と識別しがたい程にぢつと動かずにゐるのは、岸田がひきゐる卅五人の同勢であつた。

岸田はその尖端にやはりうづくまつてゐた。神山庄之進はそのそばに六助がかついで來たあいびきに腰をおろしてゐたが、最早機が來たと見て取つて、

「もうよからう。入込ませろ」

岸田へ小聲で命令を下した。

岸田は立上つて、組下の者へと手を振つた。三十五人の捕手は立上つた。さうして身輕い者が三人、庚申猿のやうにうづくまつた者の上へ上へと重なり合つて、板塀へ身をよせると、一番上の者は繩梯子を持つてゐてそれを板塀にブラ下げるのに成功した。

別の一人の捕手がそのなわ梯子をスラ〳〵とのぼつて行き、今一つ持つて行つたなは梯子を、内部の板塀へつり下げたと見ると、その男はもう内部へ消え込んで了つた。續いて内部から板塀に取附いた潜り戸口は開かれて、なわ梯子をおりて行つた捕手が顔を出した。

其處にゐる捕手一同は、足音を忍ばして出きるだけ靜かに内部へ入込んだ。

岸田は十人目位に入込んだが、目前に立つ住居を見上げたが、一人塵芥車のおかれたあき地を横切り、家の横へはいつて裏口の方へ行きそれから又南よりの廣間口を廻つて再びあき地の上へ姿を現した。そばへよつて來た捕手頭の安次郎に十人の捕手を、裏口へまはすやうに命じた。

十人の捕手は裏手へ廻つて行つた。

續いて岸田は安次郎へあごをしやくつて見せた。

安次郎はつゝと家の戸口へ歩みより、

「お早う御座います〳〵」

さう云つてトン、トン、トンと表戸を叩いた。

吉兵衛初め子分一同は、宵からの六角牢獄の働きで、すつかり疲れて、ぐつすり眠込んでゐた。

その聲を一番に聞き附けたのは、階下のおくの間で吉兵衛と枕を並べて寝て居たお定であつた。

表戸を叩く物音に目ざめて耳をすましたが此の住居へ住んで以來

「お早う御座います」

などと云つてとぢな外の戸を叩くなどと云ふやうなことは一度だつてなかつた。

彼女は、いろ〳〵の想像をめぐらした。

と、また、

「お早うございます」

トン、トン、トン、と戸が叩かれた。

公示

新京區公示第十九號秋季清潔方法ニ關シ左記ノ通新京警察署長ヨリ告示アリタルニ付テハ檢査前日迄ニ遺漏ナク施行セラレタシ

昭和九年九月十二日

南滿洲鐵道株式會社
新京地方事務所長
荒木

新京警察署告示第九號

管内居住者ハ左ノ標準ニ據リ檢査前日迄ニ清潔方法ヲ施行シ警察官吏ノ檢査ヲ受クベシ

但シ指定期日迄ニ施行シ難キ者ハ其ノ事由ヲ具シ當署ノ承認ヲ受クベシ

昭和九年九月八日

新京警察署長警視　高山勝司

清潔方法施行標準

一、施行日ハ晴天ノ日ヲ撰ブコト

二、住宅及物置等ニ在ル家具其ノ他移動シ得ベキ物品ハ全部交通ノ妨害トナラザル屋外ニ搬出シ家屋ノ内外ヲ掃除スルコト

三、倉庫内ニ格納セル多量ノ物品ハ之ヲ屋外ニ搬出スルニ及バザルモ戸ヲ開放シ通氣射光ヲ計リ掃除スルコト

四、天井、又ハ床下ニシテ掃除シ得ベキ箇所ハ掃除スルコト

五、疊、敷物、寢具、衣類等ハ三時間以上（成ルベク長時間）日光ニ晒スコト但シ日光ノ爲メ褪色ノ虞アルモノハ室内ニ於テ乾燥セシムルモ妨ナシ

六、水道栓、井戸、日常食料品置場、廚房、浴室、煙突穴倉、地下室、塵芥箱、下水溜、下水溝厠圊及其ノ附近トハ特ニ丁寧ニ掃除シ其ノ破損ノ部分ハ之ヲ修理スルコト

七、家屋、物置等ヲ掃除シタル後ハ通風射光ヲ計ルコト

八、邸宅内ニシテ濕潤ノ場所ハ土砂石炭灰又ハ木灰ヲ敷キ其ノ乾燥ヲ計ルコト

九、塵芥其ノ他ノ汚物ハ容器ニ納メ若ハ散亂セザル樣適當ナル場所ニ集積シ置キ搬出ニ便ズルコト

十、劇場其ノ他興行場、工場旅館、料理店、飲食店、寄宿舍、下宿屋、理髪店、魚菜市場ノ如キ常ニ公衆ノ出入スル場所及業態又ハ位置ノ關係上不潔ニ陷リ易キ場所ハ特ニ注意シ丁寧ニ掃除スルコト

十一、市街地ニ於テ塵箱ヲ設備セザルモノハ之ヲ設備スルコト

十二、前各號ノ外警察官吏ノ特ニ指示シタル事項ハ嚴守スルコト

清潔方法檢査日割

月日	區域
九月二十七日	北一條通、北六條通、北十條通、東七條通警察官吏派出所管内
九月二十八日	東二條通、東五條通（石碑嶺炭坑附屬地ヲ含ム）大和通、朝日通警察官吏派出所管内
九月二十九日	富士町、日本橋通、西公園、八島通警察官吏派出所管内
十月一日	新京驛、和泉町、西二條通、白菊町警察官吏派出所管内

譯文

新京警察署佈告第九號

爲佈告事照得本署所轄内居住者須照左開標準於檢查日期之前一日施行清潔法聽候警察官檢驗但其有於檢查之一日難以施行者須具其事由呈請當署之承認爲此仰爾各界人等一體知悉勿違特告

昭和九年九月八日

新京警察署長　高山勝司

清潔方法施行標準

一、施行之日須擇晴天

二、將住房及堆房内之家具及其他能得挪移之什器等物全搬出於屋外無碍交通之處掃房之内外掃除潔淨再行搬回

三、擱納倉庫内多量之物件雖不必搬出於屋外亦須開放門窗以便流通空氣入日光務須掃除乾淨爲要

四、天棚床下等處凡能掃除場所務必掃除清淨爲要

五、席子、褥子、舖蓋、衣裳等必須曝三點鐘以上之時刻爲要但恐落色之物件不妨背日晒乾

六、水道栓井泉擱納日常食用品之場所如厠房[illegible]窖地下室塵芥箱擱[illegible]塵芥場所下水池下水溝便所[illegible]及其附近格外注意掃除乾淨[illegible]有損壞之場所須加修理

七、屋内堆房倉庫等處掃除之後使流通空氣射入日光爲要

八、邸宅內潮濕之處務必撒布土砂煤灰木灰等物舖墊以資乾燥

九、塵芥其其外之臟物須納於容器不使散亂堆植於相當地點以便搬出

十、凡如戲園樂子園其他工廠魚菜市場客棧料理店理髮店寄宿舍及下宿屋等處常有多人出入之處或易招不潔之處必須格外加意掃除潔淨

十一、凡在市街地未設塵芥箱者從速設置如有損壞者急速修理爲要

十二、除前各條外特由警察吏所指示之事項亦須要嚴守

期日與日相文同